

業務委託契約書

1	業 務 名 称	若草山焼き 2027 有料・無料観覧エリア管理運営等業務											
2	履 行 場 所	仕様書の通り											
3	契 約 期 間	令和 年 月 日から 令和 9 年 2 月 2 6 日まで											
	契 約 金 額			十億			百万			千			円
4	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額												
		(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。											
5	契 約 保 証 金	納付（又は免除）											
6	適用除外条項	なし											

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

発注者

所在地
商号又は名称
代表者

奈良市登大路町 30 奈良公園室内
若草山焼き行事实行委員会
会長 栗田晃治

受注者

所在地
商号又は名称
代表者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、この契約書（仕様書を含む。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、振込により納付する場合の振込手数料は受注者の負担とする。
- 2 発注者は、受注者が1件あたりの請負金額が税込400万円以上（複数契約の合算不可）のイベント運営業務（会場運営・会場設営業務等を伴うもの）を、国又は地方公共団体（地方公共団体の組織内に事務局がある団体を含む。）から当該業務の入札公告の日（令和8年10月9日）前5年間に受託し、履行した実績を2件以上有するときは、前項の契約保証金の納付を免除することができる。なお、共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書等により当該業務を分担履行したことが確認できる場合に限り有効とする。
- 3 第1項の契約保証金は、第8条第2項の検査に合格した後に受注者に還付するものとする。ただし、利息は付さない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様とする。
- 3 受注者が業務を第三者に委任し、請け負わせるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 受注者は、第18条第2項第12号アからオまでのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならないこと。
- (2) 受注者は、受任者又は下請負人の行為の全てについて責任を負うものとする。

(法令上の責任等)

- 第5条 受注者は、別記1「公契約条例に関する遵守事項」に基づき、本業務を適正に履行すること。

(個人情報の保護)

- 第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第9条 受注者は前条の検査に合格したときは、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求書を受領した日から30日以内に頭書の契約金額を受注者に支払うものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受領した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

4 天候予報又は事前販売枚数の減少等に伴い仕様書第8項(7)の規定に基づく業務範囲の縮小が行われた場合における委託料の支払額は、同項の規定に基づき算定した精算確定額とする。この場合において、精算確定額が頭書の契約金額を下回るときは、減額に係る変更契約の締結を要せず、当該精算確定額をもって支払うものとする。

(事故発生時の報告)

第10条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(業務内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

(調査等)

第12条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(履行期限の延長)

第13条 受注者は、天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由、又は正当な事由により、履行期限までに業務の完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議の上、書面において定めるものとする。

(不履行責任)

第14条 受注者は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかに

なったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（業務不履行の場合の措置）

第 15 条 受注者の責めに帰する事由により、業務の全部又は一部が不履行になったときは、発注者は受注者に対し損害の賠償を請求することができる。

- 2 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、法律命令、行政措置その他の自然的又は人為的な事象であって、発注者、受注者いずれの責めにも帰すことができないものにより、受注者が業務の全部又は一部を行うことができないと認められるときは、発注者と受注者が協議の上、発注者は、契約を更改し、又は解除することができる。この場合において、発注者は、解除までに要した本業務に係る費用を支払うものとし、受注者は、その余の損害賠償を請求しないものとする。

（損害負担）

第 16 条 この契約の履行に当たり、受注者に生じた損害又は受注者が第三者に与えた損害はすべて受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰する事由による場合はこの限りではない。

（発注者の任意解除権）

第 17 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 19 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の解除権）

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者がその債務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第 3 条の規定に違反して、この契約から生じる権利を譲渡したとき。
 - (2) 契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (4) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる権利を譲渡したとき。

- (9) この契約の締結又は履行に当たり、発注者に対する虚偽の申告及び通知等を行う等の発注者との間の信頼関係を損なう不正な行為をしたとき。
- (10) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (11) 第 21 条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき又は該当するかの判断のための発注者の調査に協力しないとき。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第 19 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
- (6) 第 4 条の規定に違反したとき。
- (7) 差押え、仮差押え、仮処分、公租公課の滞納処分若しくは強制執行を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し、若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 20 条 前 2 条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第 21 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第 18 条及び第 19 条第 7 号の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(紛争の処理)

第 23 条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。ただし、専ら発注者の責めにより紛争が生じた場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 24 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

＜別記 1＞

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

<別記 2>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に、発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 受注者は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 受注者は、この契約による事務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面により再委託する旨を発注者に申請し、書面によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に、発注者が受注者に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管

理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 受注者は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、受注者は、発注者が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報を預ったことを証する書面を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、発注者から立会いを求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。

3 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面により発注者に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 発注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、

又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第 15 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第 16 受注者は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 17 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 受注者の故意又は過失により、受注者が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。